令和3年11月17日

インボイス制度解説Ⅱ

令和5年10月施行 改正消費税
～ほとんどの事業者で取引慣行の見直しが必須～

JIT経営本社力養成スクール第3回

岸田賢次税理士事務所
名古屋学院大学名誉教授
所長　税理士　岸田賢次

適格請求書等（令和５年10月1日より交付する必要がある）

適格請求書発行事業者登録から始まる

令和３年１０月１日より受付開始（10月中で10万３千件の登録）

消費税法で罰金刑を受けた事業者は、登録できない

何をインボイスとするかは、自社で決めること（最重要課題）

事務の手間、税額にも影響が出る、電子インボイスもある

財務省資料

何をインボイスとするか①

何をインボイスとするか②

何をインボイスとするか③

何をインボイスとするか①

ケース1　各納品書をインボイスとする場合

インボイスに記載された消費税額は、納品書A：9円＋納品書B：9円＝**18円**

インボイス：○
保存義務：買手：○　売手：○

○株式会社　御中　　納品書　　R○．7．5　No.A

品名	税抜金額
かんづめa1※	35
かんづめa2※	35
発泡酒	46

		税率	消費税額	税込金額
8%対象合計	70	8%	5	75
10%対象合計	46	10%	4	50

1インボイスにつき、税率ごと端数処理1回

登録番号：T1234…
※は軽減税率対象品目　■株式会社

インボイス：○
保存義務：買手：○　売手：○

○株式会社　御中　　納品書　　R○．7．20　No.B

品名	税抜金額
かんづめb1※	35
かんづめb2※	35
発泡酒	46

		税率	消費税額	税込金額
8%対象合計	70	8%	5	75
10%対象合計	46	10%	4	50

1インボイスにつき、税率ごと端数処理1回

登録番号：T1234…
※は軽減税率対象品目　■株式会社

インボイス：×
保存義務：買手：×　売手：×

○株式会社　御中　　請求書　　R○．7．31

今月分の請求になります。
ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。

請求金額　：　250　（税込金額）

■株式会社

ケース2　月次請求書をインボイスとするケース

インボイスに記載された消費税額は、請求書：**20円**

インボイス：×
保存義務：買手：×　売手：×

○株式会社　御中　　納品書　　R○．7．5　No.A

品名	税抜金額
かんづめa1	35
かんづめa2	35
発泡酒	46
合計	116

■株式会社

インボイス：×
保存義務：買手：×　売手：×

○株式会社　御中　　納品書　　R○．7．20　No.B

品名	税抜金額
かんづめa1	35
かんづめa2	35
発泡酒	46
合計	116

■株式会社

インボイス：○
保存義務：買手：○　売手：○

○株式会社　御中　　請求書　　R○．7．31

（納品日）	（品名）	（税抜金額）
7月5日	かんづめa1※	35
：	：	：

1インボイスにつき、税率ごと端数処理1回

	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
8%対象合計	140	8%	11	151
10%対象合計	92	10%	9	101
			請求金額	252

登録番号：T1234…
※は軽減税率対象品目　■株式会社

（注）各書類中、**太文字（ゴシック体）**がインボイス「記載事項」を示す。

（財務省資料）

何をインボイスとするか②

ケース3　相互の書類を一体としてインボイスとする場合

①納品書毎に端数処理する

インボイスに記載された消費税額は、納品書A：9円＋納品書B：9円＝**18円**

インボイス：○(※)
保存義務：買手：○　売手：○

納品書　RO. 7. 5　No.A

○株式会社　御中

品名	税抜金額
かんづめa1※	35
かんづめa2※	35
発泡酒	46

		税率	消費税額	税込金額
8%対象合計	70	8%	5	75
10%対象合計	46	10%	4	50

1インボイスにつき、税率ごと端数処理1回

※は軽減税率対象品目　■株式会社

インボイス：○(※)
保存義務：買手：○　売手：○

納品書　RO. 7. 20　No.B

○株式会社　御中

品名	税抜金額
かんづめb1※	35
かんづめb2※	35
発泡酒	46

		税率	消費税額	税込金額
8%対象合計	70	8%	5	75
10%対象合計	46	10%	4	50

1インボイスにつき、税率ごと端数処理1回

※は軽減税率対象品目　■株式会社

インボイス：○(※)
保存義務：買手：○　売手：○

請求書　RO. 7. 31

○株式会社　御中

今月分の請求になります。
ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。

請求金額　：　250　（税込金額）

（内訳）納品書No.A、納品書No.B

登録番号：T1234…
■株式会社

②月次請求書でまとめて端数処理する

インボイスに記載された消費税額は、請求書：**20円**

インボイス：○(※)
保存義務：買手：○　売手：○

納品書　RO. 7. 5　No.A

○株式会社　御中

品名	税抜金額
かんづめa1※	35
かんづめa2※	35
発泡酒	46
合計	116

※は軽減税率対象品目　■株式会社

インボイス：○(※)
保存義務：買手：○　売手：○

納品書　RO. 7. 20　No.B

○株式会社　御中

品名	税抜金額
かんづめb1※	35
かんづめb2※	35
発泡酒	46
合計	116

※は軽減税率対象品目　■株式会社

インボイス：○(※)
保存義務：買手：○　売手：○

請求書　RO. 7. 31

○株式会社　御中

今月分の請求になります。
ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。

請求金額　：　252　（税込金額）

	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
8%対象合計	140	8%	11	151
10%対象合計	92	10%	9	101

（内訳）納品書No.A、納品書No.B

1インボイスにつき、税率ごと端数処理1回

登録番号：T1234…
■株式会社

※ 納品書と請求書に別々に記載された「記載事項」を合わせて「インボイス」とする
（注）各書類中、**太文字（ゴシック体）**がインボイス「記載事項」を示す。

（財務省資料）

どれかが欠落すると、仕入税額控除はできない。すすめられる方法ではない

何をインボイスとするか③

ケース3　相互の書類を一体としてインボイスとする場合

③月次請求書において納品書単位で端数処理する
※月次請求書に合計消費税額の記載なし

インボイスに記載された消費税額は、請求書：18円

インボイス
○(※)
保存義務
買手：○
売手：○

納品書

○株式会社　御中　　R○. 7. 5　No.A

品名	税抜金額
かんづめa1※	35
かんづめa2※	35
発泡酒	46
合計	116

※は軽減税率対象品目　　■株式会社

インボイス
○(※)
保存義務
買手：○
売手：○

納品書

○株式会社　御中　　R○. 7. 20　No.B

品名	税抜金額
かんづめb1※	35
かんづめb2※	35
発泡酒	46
合計	116

※は軽減税率対象品目　　■株式会社

インボイス
○(※)
保存義務
買手：○
売手：○

請求書

○株式会社　御中　　R○. 7. 31

今月分の請求になります。
ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。

請求金額　：　250　（税込金額）

1インボイスにつき、税率ごと端数処理1回

納品日	納品書	税抜金額(合計)	税率	消費税額
7月5日	No.A	70	8%	5
		46	10%	4
7月20日	No.B	70	8%	5
		46	10%	4

登録番号：T1234…
■株式会社

（注）各書類中、太文字（ゴシック体）がインボイス「記載事項」を示す。

（財務省資料）

インボイスの記載要件は、今までと何が変わるのか

令和５年９月３０日まで	令和５年１０月１日以降
① 書類の作成者の氏名又は名称 ② 課税資産の譲渡等を行った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 （課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨） ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額 ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称**及び登録番号** ② 課税資産の譲渡等を行った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 （課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨） ④ 税率ごとに**区分した課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額の合計額及び適用税率** **⑤ 税率ごとに区分した消費税額等** ⑥ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

消費税制度の変更点

	区分記載請求書等保存方式 【令和5 年9 月末まで】	**適格請求書等保存方式 【令和5 年10 月1 日以後】**
	事業者登録制度なし	事業者登録制度あり
	免税事業者からの課税仕入れも仕入税額控除の対象	免税事業者等からの課税仕入れは仕入税額控除の対象とならない （6 年間は経過措置あり）
	• 売手に請求書等の交付義務なし • 免税事業者も交付可 • 不正交付の罰則なし	• 売手に適格請求書の交付義務あり（免除特例あり） • 免税事業者・未登録事業者は交付不可 • 不正交付の罰則あり
	買手に請求書等の保存義務あり	買手に適格請求書等の保存義務あり
	データで受け取った請求書等は不可	電子インボイスの授受と保存可
	小売業者等が交付する請求書、区分記載請求書は、受領者の名称記載不要	小売業者等は、適格簡易請求書・消費税額等又は適用税率のいずれか記載・受領者の名称記載不要
	3 万円未満の取引等に、請求書等の保存不要の取扱いあり	売手の交付義務が免除される取引等に、適格請求書等の保存不要の取扱いあり
	せり売りなど取次業者が代替発行した請求書等の保存で、仕入税額控除可	せり売りなど取次業者が代替発行した請求書等の保存で、仕入税額控除可
	買手に帳簿の保存義務あり	買手に帳簿の保存義務あり

適格請求書の種類

適格請求書	適格簡易請求書
① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ② 課税資産の譲渡等を行った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨） ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率 ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ② 課税資産の譲渡等を行った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨） ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額 ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

税額を表示しないと、税額計算上課題が残る

適格請求書交付義務がない取引（帳簿記載のみで対応）

次の取引は、適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難なため、適格請求書の交付義務が免除されます（新消令 70 の９②）

① ３万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送

② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）

③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）

④ ３万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等

⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

（注）

１ 課税資産の譲渡等に係る適用税率は問いませんので、標準税率の取引のみを行っている場合でも、取引の相手方（課税事業者に限ります。）から交付を求められたときは、適格請求書の交付義務があることにご留意ください。

２ 免税取引、非課税取引及び不課税取引のみを行った場合については、適格請求書の交付義務は課されません。

事業者として、今から対応すべきこと（請求書発行事業者）

登録事業者の申請（令和３年１０月１日より原則として令和５年３月３１日まで

インボイスの交付方法と保存方法の決定（取引先との調整）

レジ・経理・受発注システムなどの改修

取引先に登録番号とインボイスの交付方法を連絡

社員研修の実施

税額計算の複雑さに対応できる体制整備

振込料をどのように処理するか

事業者として、今から対応すること（請求書受取者）

仕入れ先が登録していない場合の対応の検討

インボイスを何にするか、その保存方法の検討

経理・発注システムなどの改修

取引先に、事業者登録の有無、インボイスの様式と受領方法の確認

社員研修の実施

税額計算の複雑さに対応できる体制の整備

振込料をどのように処理するか

振込料の処理（立替なのか、値引きなのか、経費なのか）

3万円以下の特例対象外（適格請求書が必要）
民法では、買い手負担が原則だが契約で売り手負担とすることもできる

立替払いと考える場合　Q&A75

問 75 当社は、取引先のＢ社に経費を立て替えてもらう場合があります。
この場合、経費の支払先であるＣ社から交付される適格請求書には立替払をしたＢ社の名称が記載されますが、Ｂ社からこの適格請求書を受領し、保存しておけば、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすこととなりますか。

答　貴社が、Ｃ社から立替払をしたＢ社宛に交付された適格請求書をＢ社からそのまま受領したとしても、これをもって、Ｃ社から貴社に交付された適格請求書とすることはできません。 ご質問の場合において、立替払を行ったＢ社から、立替金精算書等の交付を受ける等により、 経費の支払先であるＣ社から行った課税仕入れが貴社のものであることが明らかにされている場合には、その適格請求書及び立替金精算書等の書類の保存をもって、貴社は、Ｃ社からの課税仕入れに係る請求書等の保存要件を満たすこととなります（インボイス通達４－２）
なお、この場合、立替払を行うＢ社が適格請求書発行事業者以外の事業者であっても、Ｃ社が適格請求書発行事業者であれば、仕入税額控除を行うことができます。

振込料の処理（立替なのか、値引きなのか、経費なのか）

経費処理する場合

支払手数料で処理　銀行などの手数料明細（インボイス）を保存し、帳簿記載が必要となる

売上値引きとする場合（売り手負担の場合）

値引きとなるので、販売者からの適格返還請求書が必要となる

課税事業者を選択しない事業者への対応

消費税法の作り方からすれば、中小零細事業者の取引からの排除が目的

任意組合では、全員が課税事業者でないと、仕入税額控除は使えない。ジョイントベンチャーも任意組合です。

取引を続けるか、今までの消費税分・・

事務負担の増加（取引日付により計算方法が異なる）

登録番号のない区分記載請求書等の保存により仕入税額控除ができる割合

令和５年10 月1 日から令和８年9 月30 日までの3 年間・・・・・・80％
令和８年10 月1 日から令和11 年9 月30 日までの3 年間・・・・・・50％

法人税・所得税　：　課税事業者以外からの仕入は税抜き経理ができない

電子インボイスの仕様標準化　中小企業EDIがあるのに・・

○ 受発注・請求といったバックオフィス業務の「電子化」は、EDI（企業間のデータ交換）の利用促進を中心に進められ、業界ごとに固有のEDIが確立。

○ その結果、業界EDIのデータ規格や通信方式が区々となり、例えば、「業務基幹システムにデータを取り込む際に変換が必要」など、バックオフィス業務の「シームレスなデータ連携」の実現が困難な状況。

バックオフィス業務の現状（イメージ）

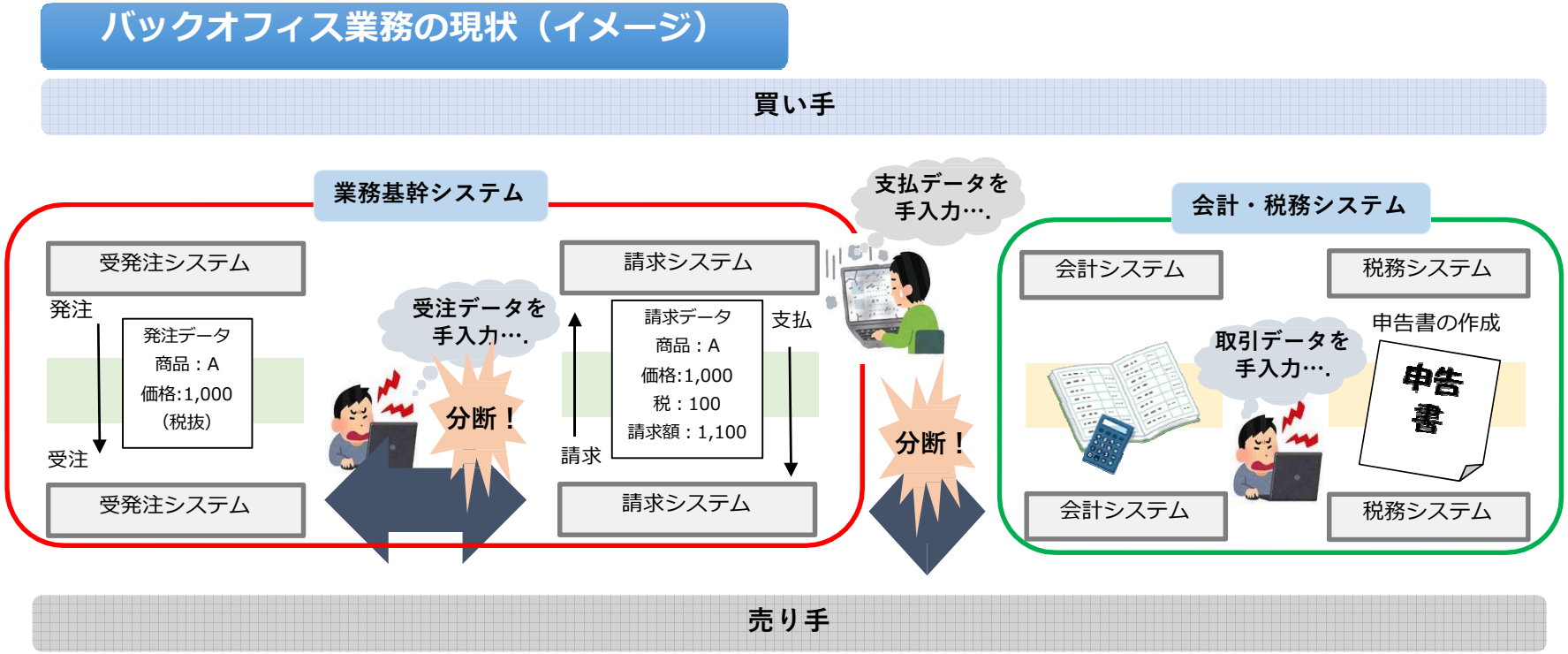

各団体が電子インボイス規格提案をしたがPEPPOLが採用された

○　令和２年12月、民間事業者の団体である「電子インボイス推進協議会（EIPA）」が、「我が国における電子インボイスの普及を通じた業務デジタル化に向けたご提言」を平井デジタル改革担当大臣へ手交。

平井デジタル改革担当大臣ご発言

デジタル化を通じたバックオフィス業務の効率化の実現は、非常に重要な課題であり、デジタル庁の設置を待たずして、官民連携の上、早急に進める必要がある「デジタル化のフラグシッププロジェクト」だと考えている。（中略）「電子インボイス」の標準仕様について、2022年秋の運用開始を目指し、（中略）しっかりと進めていきたいと考えている。

内閣官房IT総合戦略室作成資料より引用

IPAの資料による中小企業の実態

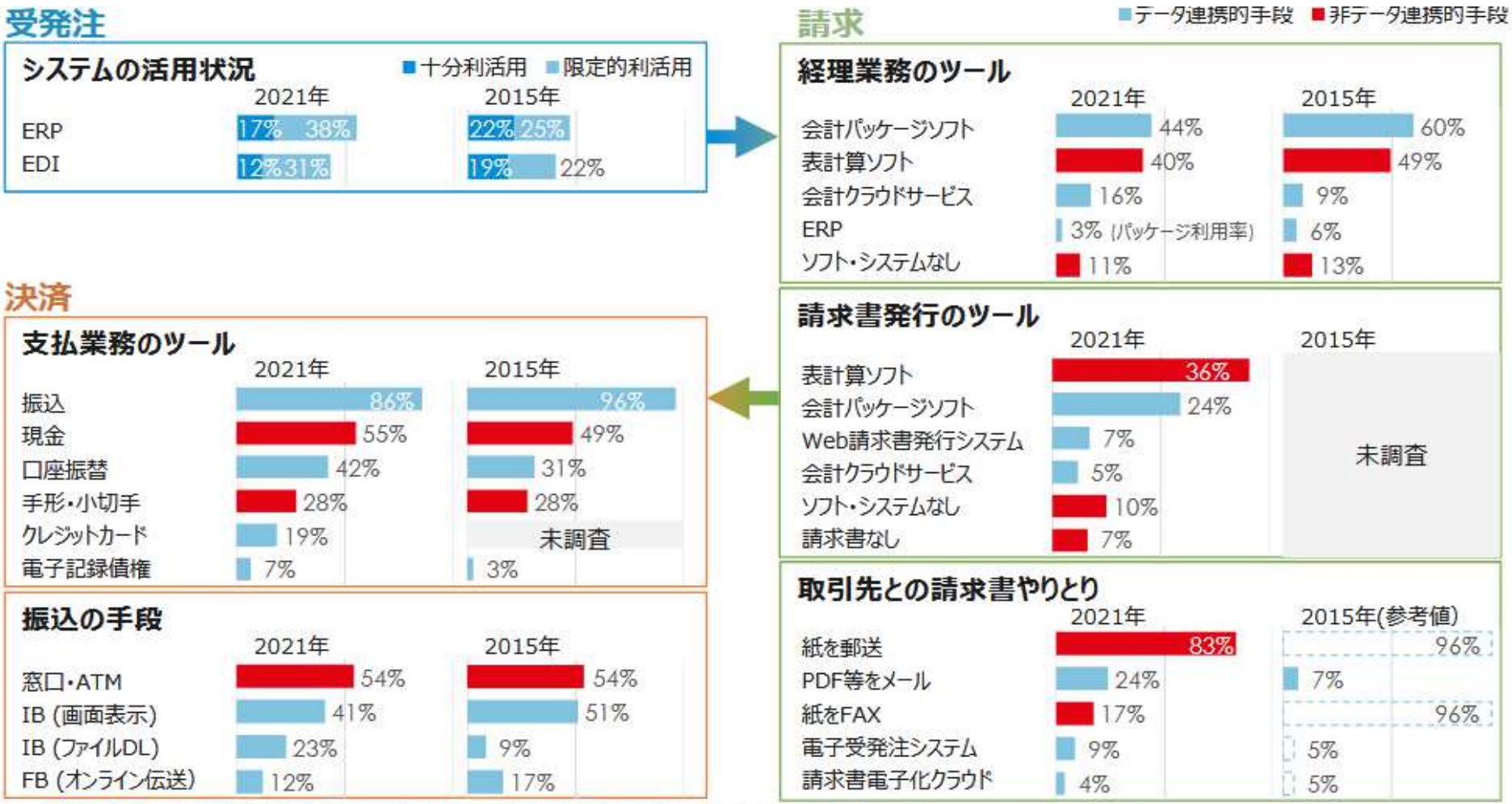

（公財）全国中小企業振興機関協会 2021年度下請中小企業・小規模事業者等活性化調査研究等事業（速報値） n=2,801、回収率14.0%
中小企業庁「決済事務の事務量等に関する実態調査」最終集計報告書（2015年調査; 2016年公表） n=7,328、回収率28.7%

Copyright © 2021 IPA

消費税税額計算（売上税額・仕入税額）の構造

売上税額（割戻計算と積上げ計算の併用可能、ただし仕入れは積上げ方式）

原則：割戻計算
仕入税額は、特例割戻計算
　特徴：おおむね、売上税額は多めになる。仕入税額も多めになる
仕入税額は、原則積上げ計算
　特徴：請求書等積上げ計算。　　四捨五入にもよるが・・
　　帳簿積上げ計算
　　両者の併用

特例：積上げ計算
仕入税額も積上げ計算
　特徴：おおむね、売上税額は低めになる（取引件数が多い場合）
　このため、仕入税額控除は四捨五入の関係で税額が低めになる積上げ計算しか認められない

仕入税額は、割戻計算と積上げ計算の併用はできない

データが電子化されていないと、有利不利は判定できない。

この方式は、割戻計算しかできません

【請求書に不足する適格請求書の記載事項を納品書で補完する場合の記載例】

請求書

㈱〇〇御中　　XX 年 11 月 1 日

10 月分（10/ 1～10/31）109, 200 円（税込）

納品書番号	金額
№0011	11, 960 円
№0012	7, 640 円
№0013	9, 800 円
⋮	⋮

合計	109, 200 円	（消費税 9, 200 円）
10%対象	66, 000 円	（消費税 6, 000 円）
８%対象	43, 200 円	（消費税 3, 200 円）

△△商事㈱
登録番号　T1234567890123

記載事項①

記載事項④

記載事項⑤

納品№0013　納品書
㈱〇〇御中　△△商事㈱

納品№0012　納品書
㈱〇〇御中　△△商事㈱

納品№0011　納品書
㈱〇〇御中　△△商事㈱
下記の商品を納品いたします。
XX 年 10 月 1 日

品名	金額
牛肉　※	5, 400 円
じゃがいも　※	2, 160 円
割り箸	1, 100 円
ビール	3, 300 円
合計	11, 960 円

※印は軽減税率対象商品

この方法であれば、積上げ計算は可能です

この場合、納品書に「税率ごとに区分した消費税額等」を記載するため、納品書につき税率ごとに１回の端数処理を行うこととなります。

請求書

㈱〇〇御中　　XX 年 11 月 1 日

10 月分（10/１～10/31）

109,200 円（税込）

納品書番号	金額
№0011	12,800 円
№0012	5,460 円
№0013	5,480 円
⋮	⋮
合　計	109,200 円

△△商事㈱
登録番号 T1234567890123

納品№0013　納品書
㈱〇〇御中　△△商事㈱

納品№0012　納品書
㈱〇〇御中　△△商事㈱

納品№0011　納品書
㈱〇〇御中　△△商事㈱
下記の商品を納品いたします。
XX 年 10 月 1 日

品名	金額
牛肉　※	5,400 円
じゃがいも　※	2,300 円
割り箸	1,100 円
ビール	4,000 円
合計	12,800 円
10%対象	5,100 円（消費税 464 円）
８%対象	7,700 円（消費税 570 円）

※印は軽減税率対象商品

「税率ごとに区分した消費税額等」
※端数処理は納品書につき税率ごとに１回

（参考）
この場合、請求書に「税率ごとの消費税額等」の記載は不要ですが、納品書に記載した消費税額等の合計額を記載しても差し支えありません。
例）合計　109,200 円（消費税８%：3,200 円／10%：6,000 円）
　　合計　109,200 円（消費税 9,200 円）　等

適格請求書を集計して税額計算できますか（請求書積上げ計算）？
帳簿記載がないと無理です（帳簿積上げ計算）

このような伝票の山に対して、鏡で対応できるとの見解だが

請求書の鑑もＱ＆Ａによれば19頁の様式が必要なのか？

納品書は適格請求書になります

取引件数が多い、小売りやメーカーは積み上げ方式によるほうが有利
今までも入力不可なら、適格請求書に代わってもできないのでは？

鏡での対応は割り戻し方式となります

PEPPOLの位置づけ

○ バックオフィス業務の効率化を実現する観点から、「電子インボイス」について、コスト面も含め、中小・小規模事業者から大企業まで幅広い事業者が共通的に使えるようなものとしその利活用を促進するため、国際的な規格に準拠する形で「標準仕様」の確立を目指す。

実現を目指すアーキテクチャ（イメージ）

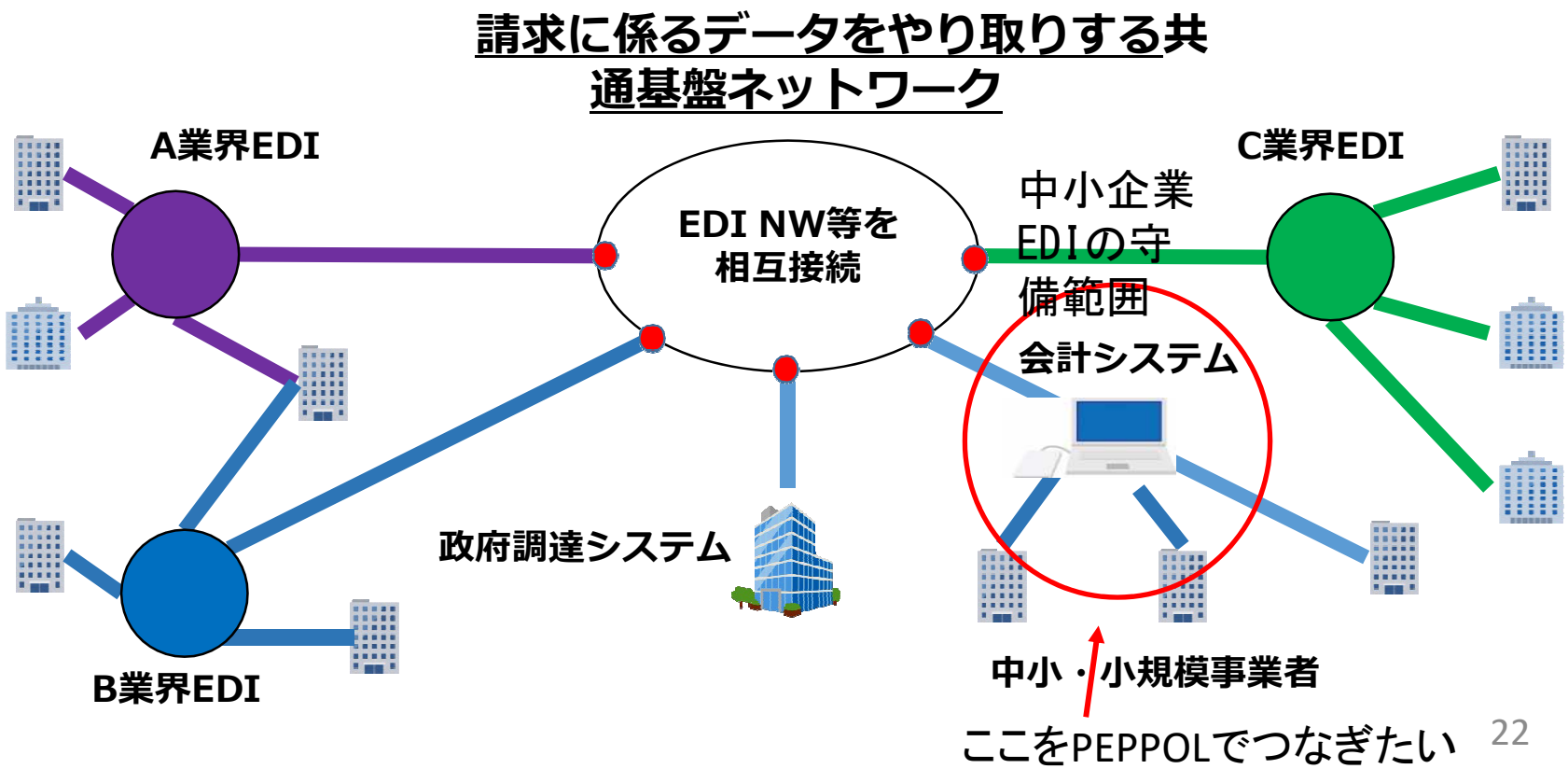

電帳法のイメージするバックオフィス業務の流れとバックヤード業務の合理化

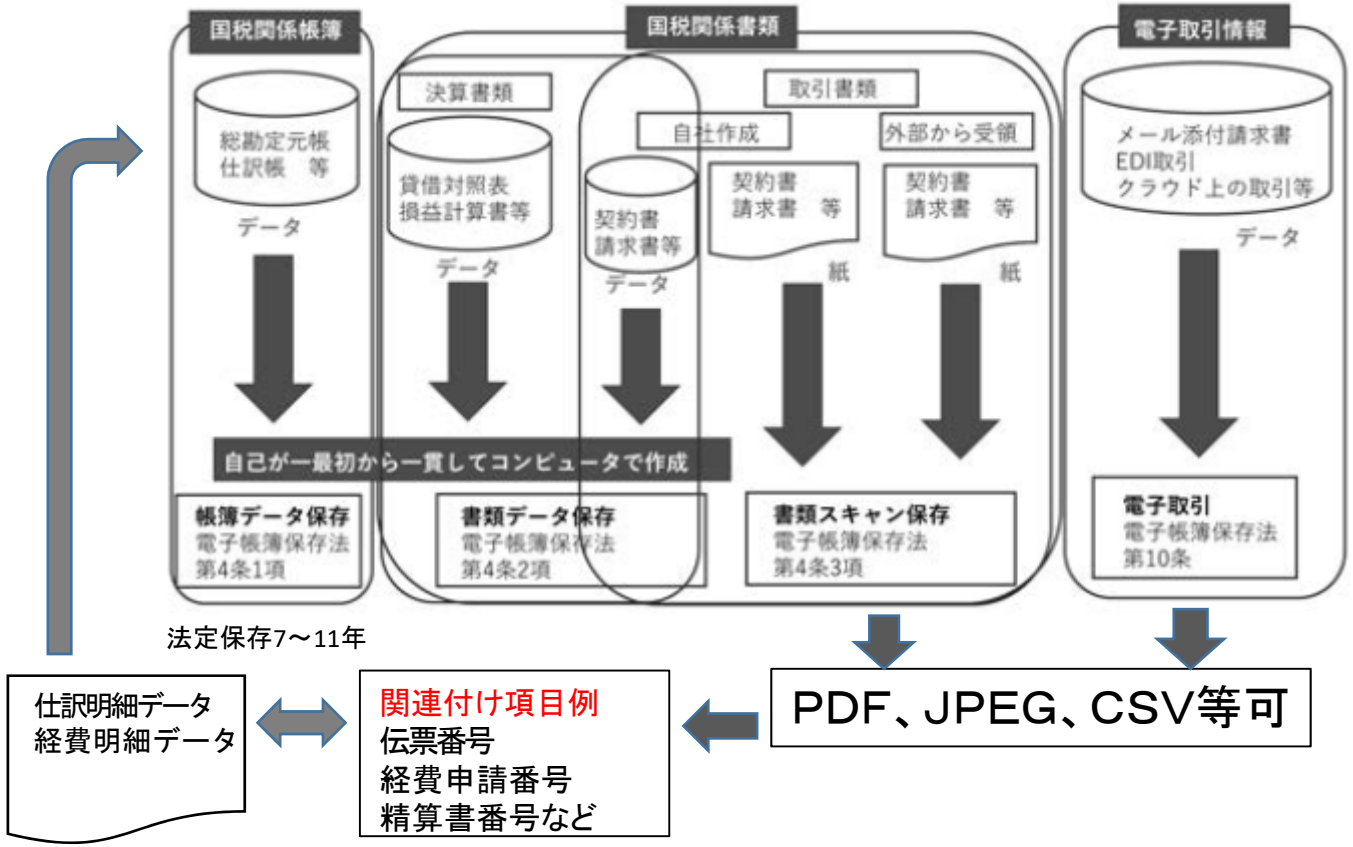

FAX（紙以外）
WEBEDI

東京税理士会2021.6.1　情報通　より引用　加筆修正

適格請求書にQRコードを付ける実証実験をしています

CD	納品日付	受注番号	品名	数量	単位	単価	税率	区分	金額	摘要	請求日付
124	2021/6/1		BKJ51	20	箱	550000	10	0	11000000		2021/6/25
124	2021/6/7		BKJ77	20	箱	550000	10				
124	2021/6/14		BKJ98	6000	個	5400	8				
124	2021/6/20		BKJ100	2	台	22000000	10				
125	2021/10/4	448193	R複合機	1	台	10500	5				
125	2021/6/12		BKJ51	20	箱	550000	10				
125			BKJ77	20	箱	550000	10				
125	2021/6/22		BKJ98	6000	個	5400	8				
125	2021/6/28		BKJ100	2	台	22000000	10				
125	2021/6/28		SS-12345(	1000	個	10.26	10				

エクセルで作成した売上データを利用して、QRコード付き適格請求書を作成するアプリを作成し、実証実験を始めています

エクセルからQR付請求書作成
QR請求書から仕入帳作成

2個のアプリを、近くSCCC協議会のHPから無償配布を始める予定でいます

請　求　書

納品日 受注番号	品　名	数量	単位	単　価	税率	金　額	摘　要
2021/10/04 448193	R複合機	1	台	10,500	5.00	10,500	
2021/06/12	BKJ51	20	箱	550,000	10.00	11,000,000	
	BKJ77	20	箱	550,000	10.00	11,000,000	
2021/06/22	BKJ98	6,000	個	5,400	8.00 *	32,400,000	
2021/06/28	BKJ100	2	台	22,000,000	10.00	44,000,000	
2021/06/28	SS-1234567890	1,000	個	10.26	10.00	11,286	
			合　計			98,421,786	
			税率別集計 (総額表示)		5.00 *8.00 10.00	10,500 32,400,000 66,011,286	500 2,400,000 6,001,026

取引銀行　三菱UFJ銀行 本店営業部 当座預金 9999999
三井住友銀行 ○○支店 普通預金 9999999

このQRコードをSCCCリアルタイム協議会が無償で配付しているQR付き適格請求書読み取りソフトを利用すれば、消費税法に適合したエクセル仕入台帳を自動作成できます。帳簿への書き写しの手間を大幅に圧縮できます

QRコードをスマホで読み込むか、WEBカメラ（800DPI）で読み込み仕入台帳作ります

請求No	課税事業者No	仕入先名	請求日付	税込F	LC	品名	数量	単位	単価	税率	税識別	金額
2021060013	T9876543210 12	株式会社SCCC	2021/06/30	1	1	R複合機	1	台	10500	5	0	1050
2021060013	T9876543210 12	株式会社SCCC	2021/06/30	1	2	BKJ51	20	箱	550000	10	0	1100
2021060013	T9876543210 12	株式会社SCCC	2021/06/30	1	3	BKJ77	20	箱	550000	10	0	1100
2021060013	T9876543210 12	株式会社SCCC	2021/06/30	1	4	BKJ98	6000	個	5400	8	1	3240
2021060013	T9876543210 12	株式会社SCCC	2021/06/30	1	5	BKJ100	2	台	22000000	10	0	4400
2021060013	T9876543210 12	株式会社SCCC	2021/06/30	1	6	SS-1234567890	1000	個	10.26	10	0	1128
2021060013	T9876543210 12	株式会社SCCC	2021/06/30		91	課税合計(単価に課税対象額)			10500	5	0	500
2021060013	T9876543210 12	株式会社SCCC	2021/06/30		92	課税合計(単価に課税対象額)			32400000	8	1	2400
2021060013	T9876543210 12	株式会社SCCC	2021/06/30		93	課税合計(単価に課税対象額)			66011286	10	0	6001
2021060013	T9876543210 12	株式会社SCCC	2021/06/30		99	課税額消費税合計			98421786			8401

クラウドの使用料も、通信回線負担も、特殊なアプリもいらず、消費税法に対応する帳簿作成が簡単にできます。従来通りの紙の適格請求書で実現できます。
当面の間、WEBカメラによる読み込み機能は提供しません

ご清聴ありがとうございました

発表者経歴（岸田賢次）

東海高等学校卒
慶應義塾大学大学院博士課程修了
名古屋学院大学名誉教授
名古屋税理士会　規律委員会委員ほか多数
旧名古屋税務研究所副部長
元名古屋東法人会理事
公益社団法人私立大学情報教育協会会計学教育FD/ITC活用研究委員会委員長
名古屋東間税会理事
中部イノベーションパートナーシップ協議会議長（中部経済産業局）
中小規模企業の経営基盤強化のためのEDI・基幹業務システムサービスの提供可能性調査委員長（中部経済産業局）
平成２３年度次世代高信頼・省エネ型IT基盤技術開発・実証事業委員長
中部地域クラウド利活用調査委員会委員長
中小企業向けクラウド型EDIの普及に向けた自立型ビジネスモデルの構築事業委員長
中部IT経営力大賞審査委員長
一般社団法人SCCCリアルタイム経営推進協議会　理事
元NPO CCC-TIES理事
元名古屋家事調停協会理事
元愛知県家事調調停連合会理事
論文「企業倒産の予測可能性－ドナルドソン・アプローチからの展開－」ほか多数
発表“E-Lectures Support System –Nagoya Gakuin University”, Loyola College in Maryland,1999.11.7　ほか多数
TIESネット授業の実施（To札幌学院大学）：科目名：会計情報システム　2011.5-2011.8　ほか多数

東海財務局・中部経済産業局認定経営革新支援機関
ファイナンシャルプランナー（AFP）
ITコーディネータ
税理士
岸田賢次税理士事務所所長